

# 第4章

## 施策の展開

### 本章の内容

本章では、第3章に掲載した8つの施策について、施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を掲載しています。

また、本計画から新たに開始する取組には【**新規**】、特に充実させる取組には【**レベルアップ**】と記載しています。

### 基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

### 基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い  
的確な支援ができる体制を整えます

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

### 基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

## 基本目標 I

市民が互いに支え合う

ぬくもりのある地域づくりを支援します

### 施策 1

福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

### 施策 2

市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

### 施策 3

重層的な見守りや支援活動のための

支え合いネットワークの推進

## 施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

### 【現状と課題】

本市では、地域における支え合い活動を活性化させるため、平成7年(1995年)から区社会福祉協議会を実施主体として「福祉のまち推進事業」を行っています。この事業では、市民の地域福祉活動の母体組織として、おおむね連合町内会ごとの市内89か所に「地区福祉のまち推進センター」を設置しています。各センターでは、幅広い市民の参加による、ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動を中心とした多様な地域福祉活動が行われています。

一方で、地域において支援を必要とする方が増加しており、また、多様化する生活課題への対応が求められているため、地域福祉活動の担い手確保や地区福祉のまち推進センターの機能強化に取り組む必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・地域で困りごとを抱える人が漏れなく速やかに発見されるよう、単位町内会など小地域を単位とした見守り活動を充実・拡大していきます。
- ・地区福祉のまち推進センターが、見守り活動の中で把握した課題の解決に向けて、地域において調整役を担うことができるように取組を進めます。

### 【主な取組】

#### (1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

顔の見える単位町内会圏域での支え合い活動を組織的に展開するため、地域見守りサポーター<sup>1</sup>養成研修等の各種研修や関連する手引書の作成、配布等を行い福祉推進委員会の設置を推進します。

#### (2) サロン活動の推進

地区福祉のまち推進センターでは、孤立死防止や高齢者と子育て世帯が交流する機会づくり、仲間づくり・生きがいづくり・健康づくりなど、

---

<sup>1</sup>【地域見守りサポーター】高齢者世帯の孤立死等を防止することを目的に、日常生活の中で「なにげなく気にかける」程度の見守りに協力する人。札幌市社会福祉協議会が実施する養成研修を受講するとサポーターになることができる。

様々な効果が期待されるサロン活動が展開されています。

サロン活動の取組の拡大・充実を図るため、引き続きサロン開催への支援や、ボランティア活動センターでサロンの内容充実を図る研修を行います。

### (3) 地域福祉活動の活性化に向けた支援

地区福祉のまち推進センターは、自分たちの住んでいる地域を住み良くしたいとの思いを抱く市民が支え合い活動に参加する住民ボランティア組織です。本市は、地区福祉のまち推進センターが積極的に活動を展開することができるよう、引き続き市区社会福祉協議会と連携して活動費の助成や65歳以上世帯名簿の提供による支援を行います。

また、より多くの方に活動に参加していただけるよう、引き続き、地域福祉活動の取組手法に関する手引きの作成や、研修会やフォーラムなどの様々な機会をとらえて先進事例を紹介するとともに、「福まちパワーアップ事業<sup>2</sup>」等によって区ごとに選定した地区へ、活動を一層活性化するための集中的な支援も行います。

### (4) 課題調整の中核を担う活動者の育成【レベルアップ】

地区福祉のまち推進センターの活動を充実させていくためには、福祉推進委員会や福祉活動に取り組む単位町内会等への支援、小地域で発見された個別課題を地域の中で解決するための調整力を強化していく必要があります。

これまでの取組の中でも、地区福祉のまち推進センターの活動において中心的な役割を担う人がこのような調整機能を果たすことで、その地域の福祉活動が活性化し、広がっていく事例がみられました。

今後は、このような取組がより多くの地区福祉のまち推進センターに広がっていくよう、課題の解決調整の中核を担う活動者の育成を目指して、コーディネート機能の理解促進を目的とした研修や養成講座を行います。

---

<sup>2</sup>【福まちパワーアップ事業】地域住民が参加するワークショップを開催するなど、単位町内会などの身近な圏域における見守り活動等の充実拡大のため、特定地区を集中的に支援する事業。

## 施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

### 【現状と課題】

本市では、ボランティア団体やNPO法人等の活動促進、次世代を担う青少年の福祉活動への参加の推進等、市民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境の整備を進めてきました。

近年、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいることから、今後は、より一層多くの市民に地域福祉活動に参加してもらうため、継続的に意識啓発等に取り組んでいく必要があります。

この課題に対応する取組としては、例えば、将来地域を担うことになる小中学生を中心とした若い世代に対する福祉教育への継続的な支援や、実際に地域で行われている地域福祉活動の内容をPRすることなどにより、地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出することなどがあげられます。

さらに、地域福祉活動に興味を持った市民を、実際の活動への参加につなげていくためには、青少年・勤労者・高齢者等それぞれの状況に合わせて活動の方法等に関する研修を行うとともに、活動の機会を柔軟に調整することも必要となります。

支援を必要とする方が増加する傾向にありますが、今後は、支える側、支えられる側と一律に分けることなく、それぞれが自分にできることを無理なく続けられるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が自分の住む地域に関心を持つことができるように意識啓発や広報、福祉教育等を充実させます。
- ・地域福祉活動に興味を持った人を実際の活動へつなげるため、ボランティアに関する研修や体験事業を行うとともに、活動に関する相談や調整の取組を充実させます。
- ・支える側、支えられる側と一律に分けて考えることなく、それぞれが自分にできる活動に参加していくような意識の醸成を図るとともに、多様な活動を推進していきます。

- ・地域福祉活動を支えるボランティア団体やNPOの取組を支援します。
- ・地域福祉に関心のある市民の多様な参加を推進するため、寄付の文化を育みます。

## 【主な取組】

### (1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く市民に周知します。

### (2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進

高齢者や障がいのある方を福祉サービスの受け手としてだけ捉えるのではなく、それぞれが参加できる範囲で役割を持ち、地域における活動の担い手として活躍する意識の醸成を図っていきます。

また、参加した方に対して一定の報償を伴うボランティア活動や介護施設での活動時間等に応じて得られたポイントを換金できる制度など、多様な方法により市民の地域福祉活動を推進します。

### (3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

地域福祉活動への参加のきっかけとなるよう、幅広い世代のニーズや対象に合わせて研修や講座、体験事業を行います。

次代を担う子どもが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てるため、ボランティア活動等に関する小学校高学年向けの副読本と教員への参考資料を作成配布するなど福祉教育の推進に関わる取組を支援します。

併せて、ボランティア活動センターでの各種研修やボランティア体験事業、札幌市生涯学習センターでの講座を行うなど、幅広い世代のニーズに合わせた学びや体験を提供し、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

#### (4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、ボランティア団体やNPOへの地域福祉振興助成金<sup>3</sup>の交付をはじめとして、様々な地域活動の推進を支えている団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブなど）に対する財政面での支援を継続します。

#### (5) 各種ボランティアの養成

地域で認知症の方とその家族を見守る「認知症サポーター」や、サロンへの参加や講座時の託児などにより子育て家庭を応援する「子育てボランティア」、視覚障がい者が利用する点字図書・録音図書・拡大図書の製作を行うためのボランティアなど、ニーズに応じて必要とされる様々なボランティアの養成を進めます。

#### (6) ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動センターでは、市民のボランティア活動に対する理解を深め、その参加を促進するため、情報を収集し提供するとともに、相談や調整を行います。

また、ボランティア活動者に対する研修や、ボランティア活動を始めるきっかけとなる研修等を幅広く行います。

#### (7) 寄付文化の醸成

本市では、市民からの寄付を原資として地域福祉振興基金を造成し、福祉のまち推進事業や福祉除雪事業等の市民の主体的な地域福祉活動を推進する事業に充てています。

より多くの市民にこうした活動に関心を持っていただき継続的な支援を行っていただけるよう、地域福祉振興基金の普及啓発を図るとともに、赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄付文化の醸成を図ります。

---

<sup>3</sup>【地域福祉振興助成金】札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、一定の要件のもと、その活動費の一部を助成するもの。

## 施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

### 【現状と課題】

近隣関係の希薄化等により、生活に関する様々な課題を抱えたまま孤立してしまう単身高齢者や子育て家庭等が増えていくことが懸念されます。そのような世帯が地域で埋没することを防ぐため、今後は、身近な地域での見守り体制の充実がより一層重要なものとなってきます。

福祉のまち推進事業では、日常的な支援を必要とする人に対する見守り活動を、地区福祉のまち推進センターの中心的な取組として位置づけ、その充実と拡大を図ってきました。

また、地域では、これまで民生委員・児童委員や町内会・自治会等、長年に渡り地域活動に携わってきた方々をはじめ、ボランティア団体やNPO法人等、様々な団体によって多様な福祉活動が展開されているほか、事業者が見守り活動に協力するなど、見守りや支援活動のための支え合いのネットワークが広がっています。

これらの取組が重なり合い、連携することで日常的に支援を必要とする人が支援の手から漏れないようにしていくことが今後ますます重要になると考えられます。

### 【施策の方向性】

- ・地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるように支援します。
- ・見守りに関連する各種団体の連携を推進します。
- ・地域での既存のネットワークを活用しつつ、多様な社会資源との連携を促進します。

### 【主な取組】

#### (1) 民生委員・児童委員活動の支援

本市では、民生委員・児童委員に65歳以上名簿の調査、ひとり暮らしの高齢者等巡回相談、知的障がい者の見守りなどを依頼しています。



これらの活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るなどの支援を行います。

また、民生委員・児童委員活動に必要とされる知識や技術の習得を目的とした研修会等を行う民生委員児童委員協議会への支援を行います。

## (2) 事業者等による見守り事業の推進

孤立死の防止に向けた取組の一環として、宅配業者等の民間事業者と地域の見守りに関する協定を締結し、事業者が異変を発見した場合の通報体制の充実を図ります。これからも見守りに協力する事業者を増やしていくことで、見守りのネットワークを重層的なものにしていきます。

## (3) 地域見守りネットワーク推進会議の開催【レベルアップ】

地区福祉のまち推進センター、民生委員・児童委員、見守り協定を締結した民間事業者、行政や社会福祉協議会等、見守りに関係する活動主体が効果的に連携し、地域での重層的な見守り体制の構築に向けて情報を共有するため、市の圏域での会議を定期的に行っています。今後は、より実践的な取組を展開していけるよう、区の圏域においても見守りネットワークを推進するための会議を開催していきます。

## (4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進

地域では見守りに限らず、消費者被害の未然防止や、高齢者虐待防止等に関するものなど、それぞれの分野においてネットワークづくりを進めてきました。今後もこれらのネットワークについて一層の強化を図っていきます。

また、地域には、例えばお祭りなどの行事を通して作られてきた、これらの分野とは異なる強いつながり、形式にとらわれない既存のネットワークがあります。これらの既存のネットワークと、まちづくりセンターなど行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークやNPOや事業者等の多様な地域資源との連携について検討を進めます。

## 基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い  
的確な支援ができる体制を整えます

### 施策 4

誰もが地域で自分らしく  
いきいきと暮らすことのできる体制の整備

### 施策 5

生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

### 施策 6

多様な地域福祉課題に円滑に対応する  
相談支援体制の充実

## 施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

### 【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要になった時に、安心して介護や福祉等のサービスを利用できる環境が必要です。

これまでも、札幌市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や成年後見制度<sup>4</sup>に関する事業を行い、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方のサービス利用を支援する仕組みづくりを行ってきました。

今後も、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、権利擁護<sup>5</sup>については、実施体制の充実・強化が課題となります。

また、在宅生活を支援するサービスについても、引き続き充実を図っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対する権利擁護に関する事業を推進し、適切なサービスの利用を支援します。
- ・必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉に関するサービスの充実を図ります。

### 【主な取組】

#### (1) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う、日常生活自立支援事業を推進します。

---

<sup>4</sup>【成年後見制度】判断能力の不十分な方を保護するための制度。家庭裁判所の審判による法定後見と本人が委託契約を結んで行う任意後見があり、法定後見には本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型がある。後見人の主な業務は財産管理と身上監護となっており、申立ては本人や、4親等以内の親族等に限定されている。

<sup>5</sup>【権利擁護】個人の権利や利益が侵害されないように制度等で支え守ること。判断能力や生活状況を踏まえた支援により、地域で安心して自立した生活を送ることを目指す取組。

## (2) 成年後見制度の利用促進【レベルアップ】

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方の財産管理や身上監護<sup>6</sup>を行う成年後見制度の利用を促進するため、制度の普及啓発に努めるほか、身寄りのない方の法定後見の申立を市長が代行するなどの利用支援を行います。

また、身上監護等を重視した成年後見制度が運用されるよう、後見人と本人に身近な関係者がチームとなって本人を見守る体制や、福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みを検討していきます。

## (3) 市民後見人養成の推進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度への潜在的な需要が近年ますます高まっています。今後の後見需要の増加に対応するため、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を整備していきます。具体的な取組として、市民後見人養成研修や、市民後見人候補者へのフォローアップ研修の実施に加え、受任者に対する後見活動への支援を行います。

## (4) 福祉除雪事業<sup>7</sup>の実施

自力での除雪が困難な高齢者や障がいのある方が冬期間でも安心して暮らせるよう、地域住民や企業等から募った協力員が、間口や道路までの通路を除雪する「福祉除雪事業」を引き続き実施します。

また、高齢化等による利用世帯の増加に対応できるよう地域協力員の確保に努めるとともに、除雪だけでなく、必要に応じて声かけなどの安

---

<sup>6</sup>【身上監護】被後見人が適切に生活できるように、介護保険や病院等の身の上の手続きをすること。

例) 病院や介護保険に関する手続き、施設の入退所に関する手続き、住居の確保に関する手続きなど

<sup>7</sup>【福祉除雪事業】道路に面する一戸建て住宅に居住し、高齢や障がいにより自力で除雪を行うことが困難な世帯などを対象に、市民や地域の団体、企業などが「地域協力員」として、歩行に支障のない範囲で間口部分や敷地内通路の除雪を行う事業。除雪とともに、必要に応じて見守り・安否確認を行うなど地域福祉活動の一環として位置づけられている。

否確認を行い、幅広い世代の参加による地域の支え合いを推進していきます。

## (5) 在宅生活を支援するサービスの充実

心身に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等の住宅に専用の通報機器を設置し、24時間365日体制で各種相談・緊急通報に対応する「高齢者あんしんコール事業」、徘徊で行方不明となった認知症高齢者を道警が主体となり、地下鉄等の公共交通機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て捜索する「札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワーク」、生活ごみを自分で出すことが難しい方が身近な人や地域活動による支援が受けられない場合にごみの排出支援を行う「札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)」などの在宅生活の継続を支援する事業を行います。

また、地域住民の支え合いにより行われる「地域支え合い有償ボランティア事業」、「地域ぬくもりサポート事業」、「子育てサポートセンター事業」などの支援活動を行う方にインセンティブ<sup>8</sup>を与える事業等も引き続き行います。

---

<sup>8</sup>【インセンティブ】動機付け。人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。ここでは、参加により報奨金やポイントなど一定の見返りがあるという意味で使用している。

## 施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

### 【現状と課題】

生活保護受給者や非正規雇用労働者、低所得者が増加している背景を受け、様々な生活上の課題を抱える方々の自立を支援するため、平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

本市では、生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施するため「生活就労支援センター(ステップ)」を設置し、長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど様々な生活課題を抱えた方々に対する支援事業を実施しています。

生活困窮に関する課題には、単に経済的な問題にとどまらず、誰にも相談できずに地域で孤立している場合や、本人のみならず家族の課題が絡み合っている場合もあることから、生活全般に渡る包括的な支援が重要となります。

また、自立に向けては、就労に導く支援はもとより、その方の自己有用感や自尊感情の回復が不可欠です。地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるようにするためには、個人へのアプローチのみならず、働く場の開拓や様々な社会参加の場づくり、住民理解の促進等の取組が大切です。

生活困窮者自立支援法に基づく事業は、中核となる自立相談支援事業と住居確保給付金のほか、就労準備支援事業や一時生活支援事業など地域の実情に応じて実施するかどうかを選択できる事業により構成されています。

### 【施策の方向性】

- ・生活困窮者の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ・庁内外の様々な支援機関や住民組織と連携を深め、生活困窮者が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。

- ・生活困窮者の働く場や社会参加の場を創出し、企業や社会福祉法人<sup>9</sup>・NPOなど様々な団体や市民活動と連携した支援のネットワークを構築します。
- ・経済的な環境を原因として貧困が連鎖することがないように、生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上を図ります。
- ・未実施の家計相談支援事業を含め各事業の実施については、制度改正や本市の社会経済動静を注視しながら、各年度で柔軟に対応していきます。

## 【主な取組】

### (1) 自立相談支援事業

「生活就労支援センター（ステップ）」を中心として、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援を中心としつつ、健康や日常生活に気を配り、社会的なつながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を実施します。

訪問等のアウトリーチや区役所など市内各地における相談会の充実等、地域住民が身近な場所で相談することができるような取組を推進します。

### (2) 住居確保給付金

ステップでは、離職等により住居を失うおそれが高い方を対象に、一定期間、家賃の費用を給付する住居確保給付金の相談を受け付けています。就職活動を支援するこの給付金制度を多くの市民に知っていただくため、区役所に設置するあいワークやハローワークなどと連携して、周知活動や早期就職に向けた支援を行います。

### (3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業

「就労ボランティア体験事業」として、社会福祉施設でのボランティア体験や就労体験等を通じて、就労に向けた準備としての基礎能力形成から計画的で一貫した支援を行います。

---

<sup>9</sup>【社会福祉法人】社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法が定める一定の要件を満たして設立された法人。

また、直ちに一般的な就労が難しい方への支援付きの就労の場である民間の認定就労訓練事業所の開拓を進め、個々の状態に応じた段階的な支援を行います。

#### **(4) 一時生活支援事業**

「ホームレス相談支援センター（JOIN）」の設置により、住居を失った生活困窮者に、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援とともに、一定期間、衣食住など日常生活の支援を行います。

また、市内の巡回や生活相談会を行い、路上生活者への声掛けなどを通じた働きかけや、ホームレスを排除しない社会づくりを進めていきます。

#### **(5) 子どもの学習支援事業**

生活困窮世帯の中学生に学習の支援を行い、自ら考え、学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に付けさせることにより、基礎的な学力の向上を図り、高校等への進学を促進します。



## 施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

本市では、支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区役所において高齢者・障がいのある方・子どもを対象とした保健福祉に関する総合的な相談支援体制を整備してきました。

また、区役所以外の相談窓口として、市区社会福祉協議会、生活就労支援センター（ステップ）、地域包括支援センター<sup>10</sup>、介護予防センター<sup>11</sup>、障がい者相談支援事業所<sup>12</sup>等で、支援ニーズに応じた相談や情報提供等が行えるよう、専門的な相談支援体制の充実・強化を図っています。

しかし、地域福祉課題は多様化・複雑化しており、単独の専門機関や既存制度で対応することができない、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の増加が懸念されます。

今後は、これらの課題に円滑に対応できる相談支援体制を充実させていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

- ・ 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような仕組みについて検討します。
- ・ きめ細かい相談支援を受けられる体制を充実させていきます。
- ・ 福祉サービスが利用者に適切に提供されるよう、社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報公開による透明性の確保に努めます。

---

<sup>10</sup> 【地域包括支援センター】介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

<sup>11</sup> 【介護予防センター】地域包括支援センターと連携して、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援や、地域の福祉活動と連携した介護予防事業を実施することにより、介護予防の普及・啓発を行う機関。

<sup>12</sup> 【障がい者相談支援事業所】障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整などを行う機関。

## 【主な取組】

### (1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討【新規】

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担う、いわゆるコミュニティソーシャルワーク機能<sup>13</sup>が求められます。

現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

### (2) 区役所での総合相談体制の充実

区役所では、保健福祉の部署に、保健福祉に関する複合的な課題に対応するための総合的・横断的な相談窓口を設け、適切なサービスや専門窓口を案内します。

また、案内員を配置することで、速やかに担当窓口を案内・誘導します。

### (3) 各種相談支援機関等の充実

地域包括支援センター、介護予防センター、障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談支援機関の充実・強化を引き続き進めます。

上記の相談支援機関による支援の他に、虐待や自殺、ひきこもりなど、特定の課題への相談対応も引き続き行います。

また、各相談支援機関では、医療や法律等の他の専門機関、行政と必要に応じて連携を図り、支援を行います。

---

<sup>13</sup> 【コミュニティソーシャルワーク機能】 地域において複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える個人やその家族に対して、アウトリーチなどにより個別に働きかけ適切なサービス・関係機関につなぐ個別支援と、行政や関係機関、住民組織等のネットワークを活用しながら支える地域支援を一体的に行うことにより、必要ときに必要な支援を届けられるようにする機能。

#### **(4) 各種専門職の資質向上**

介護保険制度を円滑に進めるための要となる介護支援専門員や、社会福祉施設職員等を対象とした研修を行い、福祉従事者の資質の向上を図ります。

#### **(5) 事業者の情報公開の推進**

社会福祉法人や社会福祉施設等の情報の公開を進めることで、施設・サービス等の利用者への説明責任を果たすとともに、法人や施設の適正な運営と透明性の確保を図ります。

## 基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

### 施策7

市民にやさしい生活環境づくりの推進

### 施策8

災害時にも強い地域づくりの推進

## 施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

### 【現状と課題】

本市では、平成10年(1998年)12月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めてきました。公共的施設のバリアフリー化に当たっては、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取組が必要という考えのもと、高齢者団体と障がい者団体の協力を得て、当事者の視点を取り入れたチェックを行っています。

一方で、建築物や交通機関、道路、公園など公共的施設のバリアフリー化はもちろんですが、制度的障壁(バリア)や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することも重要となります。

誰もが自立して生活できるよう、市民一人ひとりが、不便なところ・ものを改善していくという意識を持って行動することで、自分の住む地域がより住み良いものとなり、そのことが自分自身の福祉、さらには市民福祉の向上につながるものと考えられます。

そのため、今後も、高齢者や障がいのある方を含む全ての市民が、地域で安心して暮らせるよう、日常生活での様々な支障を取り除く福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢者や障がいのある方のための福祉用具や介護者の負担を軽減するための介護用品についても、毎日の生活を自分らしく過ごすための環境づくりにつながるものであるため、引き続き、普及啓発に努める必要があります。

### 【施策の方向性】

・市民や事業者、行政等が相互に協力し、誰もが自分の住みたい地域で安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備を進めます。

## 【主な取組】

### (1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

高齢者や障がいのある方などの社会参加を促し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるため、市民への啓発や情報の周知を通し、偏見や無理解といった心のバリアの解消に努めます。

そのために、「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を設置し、市民や事業者の皆様から幅広い意見をいただき、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

また、一定の要件を満たす公共的施設の新増改築の工事を本市が行う場合には、高齢者や障がいのある方によるバリアフリーチェックを行い、意見を求めます。

### (2) 福祉用具、介護用品の普及啓発

高齢者や障がいのある方などの在宅生活を支援する福祉用具や介護用品を広く普及啓発するため、これらの展示や利用体験を行います。

## 施策 8 災害時にも強い地域づくりの推進

### 【現状と課題】

平成 23 年(2011 年)の東日本大震災では、犠牲者の大半が 65 歳以上の高齢者や障がいのある方々であり、そのような方々が犠牲になりやすいということが明らかになりました。こうした教訓を踏まえ、平成 25 年(2013 年)に「災害対策基本法」が改正され、市町村長に避難行動要支援者<sup>14</sup>名簿の作成が義務付けられるなど、災害対策の見直しが進められているところです。

地域で安全・安心に暮らしていくためには、日頃の見守りや声かけといった取組だけではなく、地域での防災活動や災害が発生したときの助け合い活動が重要になります。

本市では、大きな災害が発生した時に自分の力だけでは避難することができない高齢者や障がいのある方など（要配慮者<sup>15</sup>）の避難支援を町内会や地区福祉のまち推進センターなど地域ぐるみで進めていくため、平成 20 年度(2008 年度)から、取組を行う地域団体への支援を行っています。

さらに、平成 27 年(2015 年)4 月に避難行動要支援者名簿を作成し、同年 12 月から要配慮者避難支援に取り組む団体への名簿情報の提供を開始しています。名簿情報は、要配慮者避難支援に取り組む団体からの申請に基づき、名簿に掲載される本人の同意を得た上で、申請した団体へ提供していますが、名簿情報提供の取組が始まって間もないことなどから、取組は十分に広がっていません。

今後は、これらの取組をより一層推進し、災害時に強い地域づくりを進めていく必要があります。

---

<sup>14</sup> 【避難行動要支援者】 要配慮者のうち、特に支援を要する方。

<sup>15</sup> 【要配慮者】 災害の発生やそのおそれがある場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする方。

## 【施策の方向性】

- ・地域での災害時要配慮者避難支援の取組をより一層推進します。
- ・災害時でも安心して暮らしていけるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携します。
- ・災害発生時にボランティアを円滑に受け入れられる体制や医療体制の整備を進めます。

## 【主な取組】

### (1) 自主防災活動の推進

大規模災害時における地域での災害への対応力を高めるため、基礎的コミュニティである単位町内会等を自主防災活動の主体に位置づけ、防災資機材を助成するなど、その活動を支援します。

### (2) 要配慮者避難支援対策事業の推進

災害時に自力や家族の力だけでは避難することが難しい高齢者や障がいのある方などへの避難支援の取組を、平常時から地域が主体となって進めることができるよう支援します。

また、災害の際の避難支援に携わる団体から申請を受けて、避難行動要支援者名簿情報を提供します。

### (3) 福祉避難場所<sup>16</sup>の運営体制強化

災害時に迅速に福祉避難場所を開設し要配慮者を受入れできるよう、社会福祉施設等を運営する関係団体と協定を結ぶなど福祉避難場所の拡充に努めます。

また、福祉避難場所等の運営を支援するため、介護福祉士や、医療・看護系学科を設置する大学の学生ボランティアの派遣協力に関する協定

---

<sup>16</sup>【福祉避難場所】大規模な地震、風水害等の自然災害により家屋等が被害を受けた場合に、一般の避難場所での生活が難しい要配慮者などのため、社会福祉施設等に必要に応じて設置する二次的な避難場所。



を関係団体と結ぶなど人的体制の強化を図るとともに、制度周知等に取り組みます。

#### **(4) 災害ボランティアセンターの体制整備**

大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けた準備や、市民への周知・啓発等を運営主体である札幌市社会福祉協議会と連携して進めます。

#### **(5) 災害医療体制の充実・強化**

積雪寒冷地という地域特性を考慮した災害医療体制と災害医療救護マニュアルを整備し、医療機関等との訓練を行うことにより、災害時の医療体制の充実・強化を図ります。

